

富里市污水適正処理構想

平成 27 年度



—目 次—

1. 汚水適正処理構想とは.....	1
2. 汚水処理施設.....	1
3. 構想の見直しについて.....	3
4. 富里市の汚水処理施設整備の現状.....	3
5. 構想見直しの基本方針.....	4
6. 今後の整備の見込み.....	4

1. 汚水適正処理構想とは

台所や風呂、トイレなどからの汚水については、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽などの汚水処理施設によって、きれいにしてから公共用水域である川や海へ流す必要があります。汚水適正処理構想は市域全体において汚水処理施設の効率的な整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくための基本方針となるものです。

この構想は、千葉県が県内の市町村と連携して策定する「千葉県全県域汚水適正処理構想」に反映されるものです。

汚水適正処理構想の策定においては、経済性比較や地域の特性などを勘案した適正な整備手法について策定するものです。

2. 汚水処理施設

1) 汚水処理のしくみ

汚水処理の方式は、各家庭や事業所からの汚水を1箇所に集める「集合処理」と、各家庭や事業所で個別に処理する「個別処理」があります。

① 集合処理

- ・家屋や事業所が密集した市街地や集落等の汚水を管きょ等により集めて処理する地区

② 個別処理

- ・家屋や事業所等点在している地区

集合処理、個別処理の主な整備手法は図1のとおりですが、富里市の現状は、流域関連公共下水道による集合処理と合併処理浄化槽による個別処理により汚水処理が行われています。

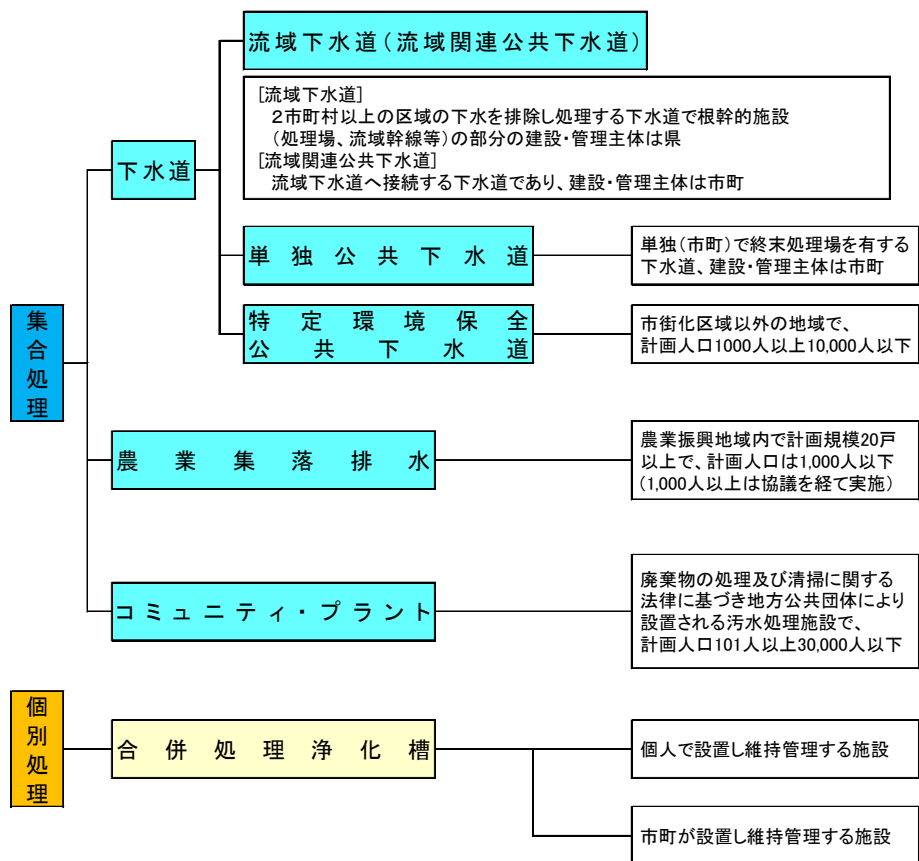
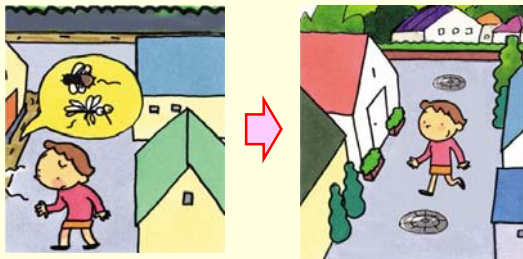


図 1 集合処理、個別処理の主な整備手法

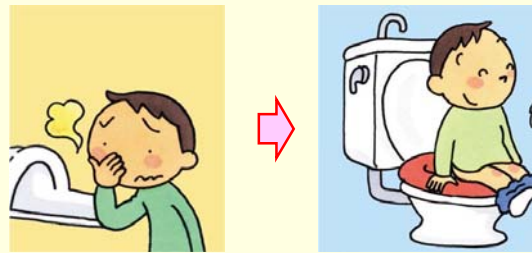
2) 污水处理施設整備による効果

污水处理施設を整備し利用することにより、以下のような効果が得られます。

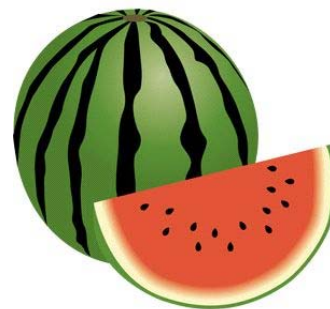
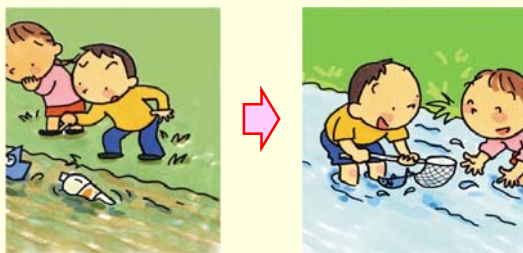
汚れた水が溜まらず蚊やハエなどの害虫や悪臭が防げます。



トイレの水洗化や台所からの污水を下水道に流せると、家の中でいやな臭いなくなり、街並みもきれいになります。



よごれた水域を改善し、美しい水辺環境を創造します。



3. 構想の見直しについて

本市污水適正処理構想は、平成22年度に見直しを行いました。

今回の見直しについては、近年の社会情勢や財政状況の変化、人口減少などにより、污水处理施設の新規整備を取り巻く環境が非常に厳しいものとなってきております。

そのため、以下の動向に示す、国、千葉県における污水適正処理構想の策定マニュアルが示され、未整備地区の検討では、人口密集地域から低密集地域への普及が中心となる中で、市の財政負担と住民負担のバランス並びに整備時期を考慮し、今後、10年で概成することを目指したアクションプランの策定を行い、効率的で適正な処理区域の設定を行う必要があることから見直しを実施するものです。

1) 国の動向

平成26年1月：污水处理を所管する3省（国土交通省、農林水産省、環境省）が連携し、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を作成し、示されました。

2) 千葉県の動向

平成27年3月：国の策定したマニュアルに基づき、「千葉県全県域污水適正処理構想見直し市町村作業マニュアル」の改訂版を作成し、示されました。

4. 富里市の污水处理施設整備の現状

1) 污水处理施設整備の現状

本市では、流域関連公共下水道整備による集合処理と合併処理浄化槽による個別処理により污水处理施設の設置の推進をしてきました。

平成26年度末時点での污水处理人口普及率は、表1に示すとおりとなっています。

表1 整備手法別人口の割合（平成26年度末）

整 備 手 法			処理人口 (人)	割 合 (%)
集合処理	下水道	流域関連公共下水道	27,305	54.7
		単独公共下水道（芝山町流入分）	0	0
個別処理	合併処理浄化槽		19,290	38.7
未 処 理			3,315	6.6
合 計			49,910	100.0

※合併処理浄化槽は個人設置型及び集中浄化槽

5. 構想見直しの基本方針

国、県の策定マニュアルで示されている時間軸を考慮した中期目標(H36 年)及び長期目標(H46 年)について下水道整備を効果的に行うため、人口密度、費用対効果など経済性や整備手法など考慮のうえ、集合処理に適さない下水道区域の縮減も視野に構想の見直しを行います。

6. 今後の整備の見込み

公共下水道の整備区域は、今後 10 年での概成を目指すアクションプランを基本として、市街化区域、その周辺地域、下水道管きょ布設済み道路周辺の地域、今後、開発等により整備が見込まれる地域とします。

これにより、平成 26 年度末現在、公共下水道の整備済面積 480.2ha に対し、計画面積は、324ha 拡大し、804.2ha とします。また、それにより市全体の約 55%であった公共下水道の処理人口は約 64%となります。その他の区域は、合併処理浄化槽による個別処理となります。

表 2 整備手法別の面積及び人口

整 備 手 法			現 況 (平成 26 年度末)				構 想			
			整 備 積 面 積 (ha)	割 合 (%)	処理人口 (人)	割 合 (%)	計 画 積 面 積 (ha)	割 合 (%)	計 画 処理人口 (人)	割 合 (%)
集 合 処理	下水道	流 域 関 連 公共下水道	480.2	8.9	27,305	54.7	799.8	14.8	30,300	63.1
		単 独 公共下水道 (芝山町流入分)	0	0.0	0	0.0	4.4	0.1	230	0.5
個 別 処理	合併処理浄化槽		—	—	19,290	38.7	4,583.8	85.1	17,470	36.4
未処理			—	—	3,315	6.6	—	—	—	—
合 計 (行政区域)			5,388.0	100.0	49,910	100.0	5,388.0	100.0	48,000	100.0

※合併処理浄化槽は個人設置型及び集中浄化槽

注 1) 合併処理浄化槽整備面積は、行政区域面積から公共下水道整備区域を除いた面積です。

注 2) 全県域污水適正処理構想見直し市町村作業マニュアルに基づき、目標年度の将来人口には国立社会保障・人口問題研究所による文献(2013 年 3 月 27 日公表)を使用しています。

※構想は、中期目標(H36 年)のアクションプラン及び、長期目標(H46 年)を含んだものです。

■構想の計画面積は、長期目標(H46 年)の面積です。

■構想の計画処理人口は、中期目標(H36 年)時点の人口です。

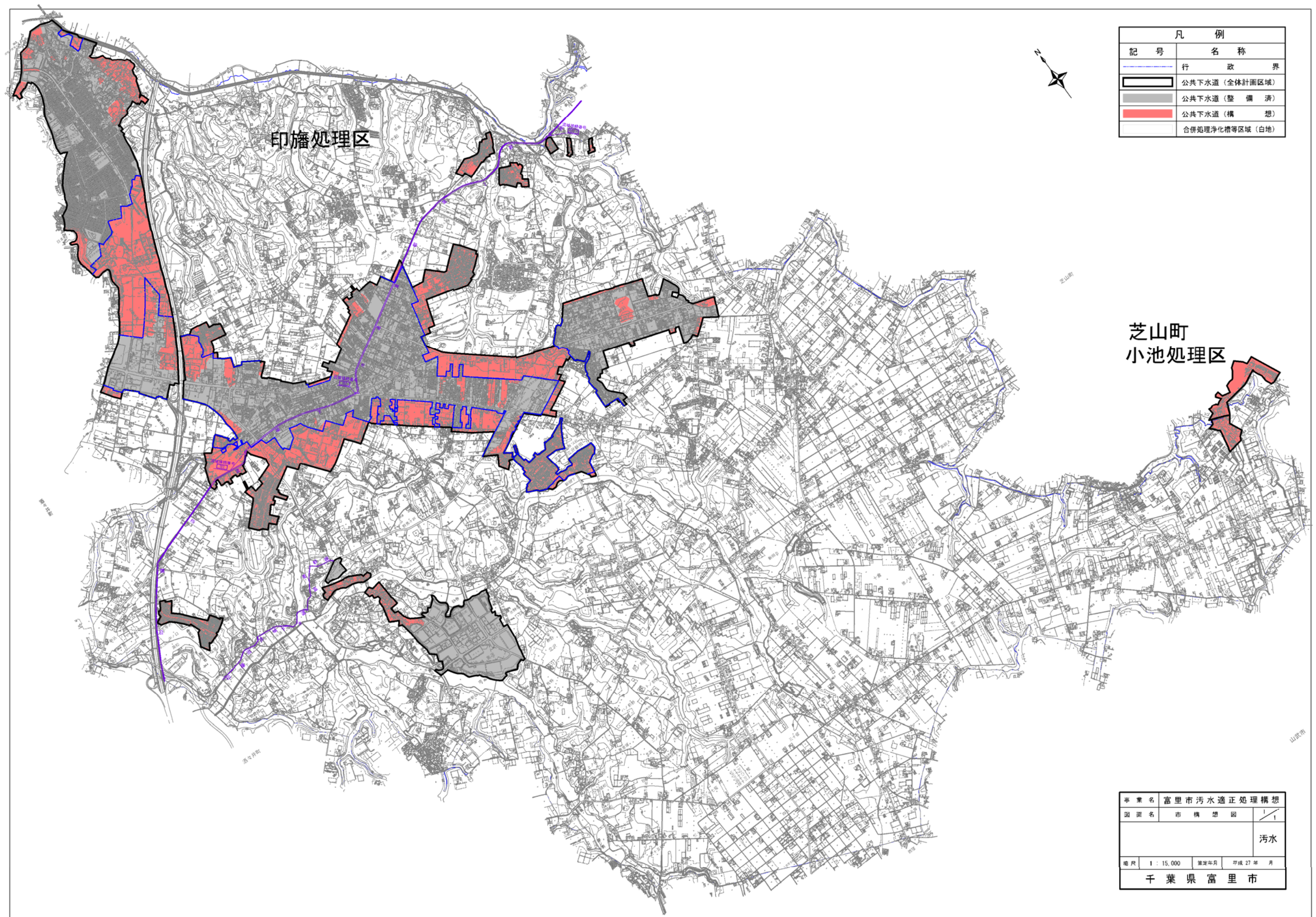


図2 公共下水道区域と合併処理浄化槽（白地）の区域図